

6 幕末から明治・大正期における実測図の変遷（素描）

—古天神古墳関係公文書の紹介をかねて—

加藤 一郎

（1）はじめに

筆者は、古天神古墳に関する大正期の公文書が存在することを宮内庁宮内公文書館および東京国立博物館資料館において確認した。紙幅の都合もあり、そのすべてを翻刻して掲載することは難しいが、ここではその概略について紹介したい。また、公文書にみられる絵図（実測図）をもとにして、幕末から明治・大正期にかかる時期における考古学的な実測図の変遷についての素描を提示したいと思う。

なお、東京国立博物館所蔵の公文書についてはすでに渡辺貞幸がその概略を紹介しており〔渡辺2013：9-10〕、本稿とその内容が一部重複する。その点についてはご寛恕願いたい。

（2）公文書の内容

① 宮内庁宮内公文書館所蔵資料

宮内庁宮内公文書館が所蔵する『諸陵寮 大正六年 考証録 二』（識別番号：2420-2）の目次には、「第四三號」として「八束郡大庭村大字大草字杉谷千百六十九番地古天神ト稱スル山林内ニ於テ發見ノ古墳ハ陵墓ノ徵證ヲ認メサルモ發掘ノ古器物ハ東京帝室博物館ニ差出スヘキ旨指令ノ件（三月）」と記載されている。

この一件書類は以下に示すイ～ハとした三つ書類から構成されており（以後、本資料を宮内庁資料と呼称する）、時系列としてはハ→イの順に新しくなっている。ここではそれぞれの内容について簡単にふれておきたい。

イ 1917（大正6）年2月26日立案 「島根縣下古墳處分ノ件」宮内省から島根県あて（起案）

ロ 1917（大正6）年1月19日付け 「通知」東京帝室博物館から諸陵寮あて（本書）

ハ 1915（大正4）年11月4日付け 島根県知事から宮内大臣あて（本書）

イは宮内省から島根県へあてた文書の起案書類で、発見された古墳に陵墓の徴候はみとめられないものの、発掘品は東京帝室博物館へすべて差し出すよう指令したものである。後述する東京国立博物館所蔵資料（以後、東博資料と呼称する）のHはイの写しである。なお、この文書には陵墓の徴候がみとめられないとした根拠となる「取調書」が付属している。

この「取調書」では、古天神古墳は出雲姓の一族または忌部系の人々に関係のある可能性はあるものの、陵墓である可能性はみとめられないとの判断が示されている。また、考古学的に注意される点としては、天井石の四方に縄掛突起のみられることが指摘されていることや形状がやや類似する石室の例として群馬県前橋市蛇穴山古墳をあげていることなどがあろう。

ちなみに、この「取調書」は宮内省諸陵寮の職員であった外崎覚（覚蔵）によって執筆されたものである。この時期の陵墓考証資料にその名前をよくみかける人物で、独特な字体であることから陵墓調査室の一部の職員にはよくしられた存在である。この外崎覚は、津軽の漢学者・歴史学者で東奥義塾の教授もつとめた工藤他山の次男であり、本人も漢学者・歴史学者であった。また、外崎覚は森鷗外の小説『洪江抽斎』に登場することでも知られている。

口は同じ宮内省内の組織である東京帝室博物館から諸陵寮へあてた書類の本書であり、古天神古墳からの出土品は「珍奇ノ遺物ニ付、悉皆入用ニ有之候」とし、しかるべく取り計らうよう通知している。なお、後述する東博資料Iは口の起案文書である。

ハは鳥根県知事から宮内大臣へあてた書類の本書で、埋蔵物を発掘した旨の届出とその報告である。具体的には、1915（大正4）年8月17日午後5時頃に枯れた松の根株を掘りおこしていたところ、石室に掘りあたり、その内部に遺物が存在していることを確認した、とのことである。その品目および個数は「刀身二本、土器十六個、鏡一面、金属製環六個、鈴様ノ破片及刀類ノ破片数個」となっている。これらの遺物の出土状況については、発掘者に確認したが「遺忘セルヲ以テ不明」とのことであった。また、石室の入口は「五寸乃至一尺位ノ無数ノ石ヲ以テ之ヲ覆フ」ような状況で閉塞されていたようである。なお、発見場所である通称「古天神」の由来として、「菅原道眞ノ母ノ餘生ヲ送りシ所ニシテ、昔社殿アリシト口碑アリ」と報告されている。この報告には七つの図面も添付されている（第77～83図）。後述する東博資料Jはハの写しである。

② 東京国立博物館所蔵公文書

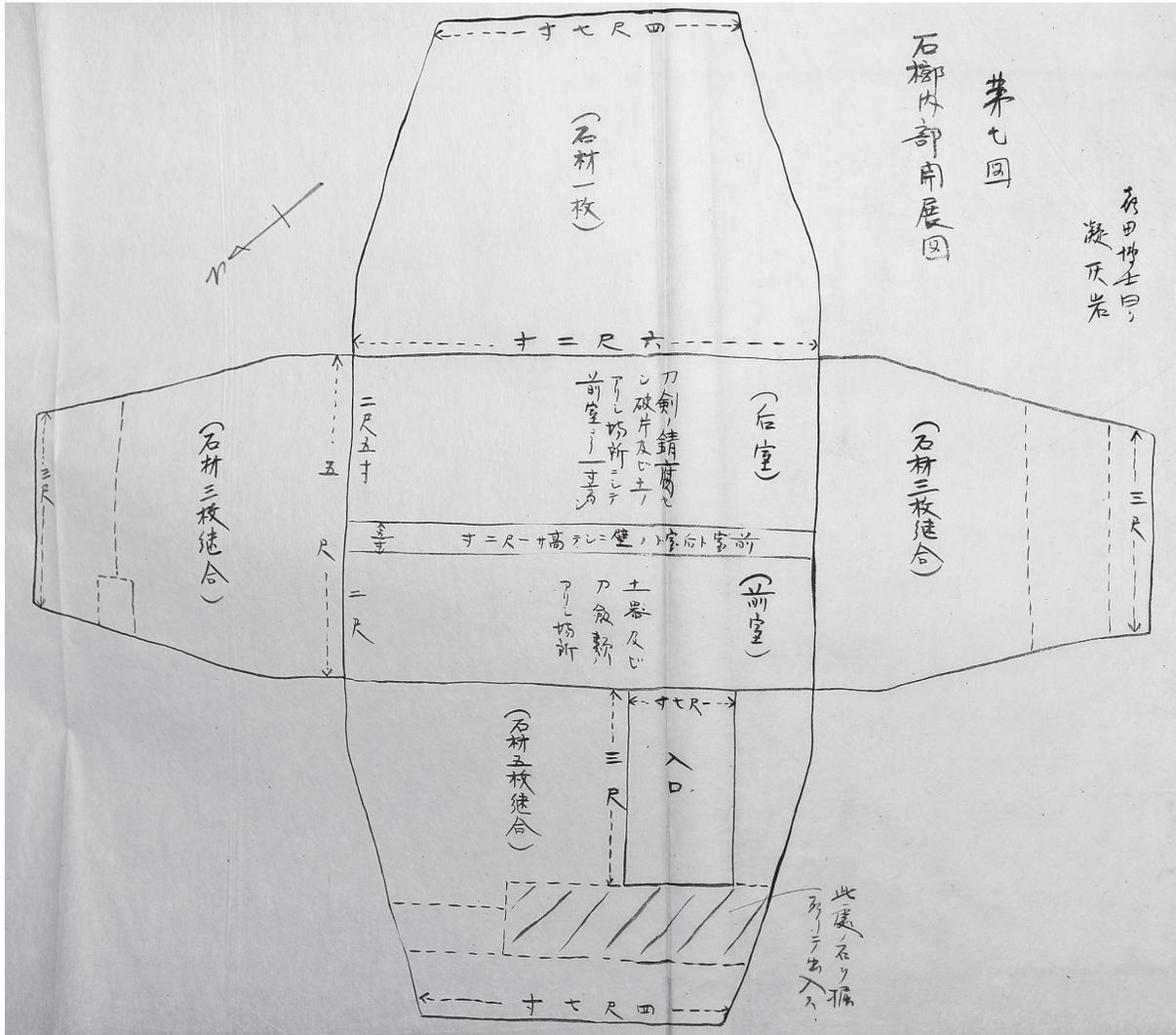
すでにふれたように東博資料は渡辺貞幸によってその概略が紹介されているもの〔渡辺2013：9-10〕、あらためてその内容を示しておきたい。

東京国立博物館が所蔵する『東京帝室博物館 大正七年 埋蔵物録 三』（館資754）の目次には「第五三號」として「鳥根縣八東郡大庭村大字大草字杉谷千六百九番地古天神ト稱スル山林内ニ於テ發掘シタル円頭大刀以下十五点寄贈ニ関スル件（七月）」と記載されている。

この一件書類は以下に示すA～Jとした十の書類から構成されており、時系列としてはJ→Aへと新しくなっている。ここではそれぞれの内容について簡単にふれておきたい。

- A 1918（大正7）年7月9日立案 「鳥根縣發掘埋蔵物寄贈ニ付領収証送附ノ件」東京帝室博物館から鳥根県あて（起案）
- B 1918（大正7）年4月16日付け 「埋蔵物ニ関スル件」鳥根県から東京帝室博物館あて（本書）
- C 1918（大正7）年3月10日立案 「鳥根縣發掘埋蔵物讓受方照會ノ件」東京帝室博物館から鳥根県あて（起案）
- D 1917（大正6）年□月□日付け 「埋蔵物發掘地ニ関スル件」鳥根県から東京帝室博物館あて（本書）
- E 1917（大正6）年4月□日立案 「鳥根縣發掘埋蔵物領収証并運搬及荷造料送付ノ件」東京帝室博物館から鳥根県あて（起案）
- F 1917（大正6）年3月29日付け 「埋蔵物通送費仕拂ニ関スル件」鳥根県から東京帝室博物館あて（本書）
- G 1917（大正6）年3月26日付け 「埋蔵物送致ノ件」鳥根県から東京帝室博物館あて（本書）
- H 1917（大正6）年2月26日立案 「鳥根縣下古墳處分ノ件」宮内省から鳥根県あて（起案の写し）宮内庁資料イと同一
- I 1917（大正6）年1月□日立案 「鳥根縣發掘品ニ関シ諸陵寮へ通知ノ件」東京帝室博物館から諸陵寮あて（起案）宮内庁資料ロと対応
- J 1915（大正4）年11月4日付け 鳥根県知事から宮内大臣あて（写し）宮内庁資料ハと同一

Aは寄贈されることとなった古天神古墳出土品の領収証を鳥根県あてに送付することなどについて



第83図 宮内庁資料ハの付図7

起案した東京帝室博物館の文書で、歴史課による調書が付属している。この調書にはすでに現在でも踏襲されている列品番号や評価額が各出土品に付されている。具体的な出土品としては、円頭大刀1振、刀身残欠一括、提瓶1個、甕1個、提瓶1個、高坏1個、蓋および脚付埴1個、蓋坏5個、五獣鏡1面、金環2個、金環1個、銀環1個、銀環2個、雲珠残片一括、鉄器残片一括、埴輪および陶器残片一括の計16件が表記されており、これらの出土品が三島藤太郎から寄贈された旨が記載されている。

BはCで東京帝室博物館から照会のあった件について、寄贈する旨とその寄贈者を報告した鳥根県から東京帝室博物館あての文書である。

Cは古天神古墳の出土品について、法定期間満了後に買い上げを希望するか寄贈するかを鳥根県経由で三島藤太郎へ照会することについて起案した東京帝室博物館の文書である。

DはEの追伸で東京帝室博物館から照会のあった件について、発掘地が三島藤太郎所有の私有地であることを東京帝室博物館あてに鳥根県が回答した文書である。

Eは古天神古墳出土品の領収証や運搬・荷造料を送付することについて起案した東京帝室博物館の文書で、追伸では発掘地の官私区分について照会がなされている。また、この段階の領収証ではまだ個別に列品番号は付されておらず、提瓶・金環・銀環がそれぞれ一括でまとめられているなどして

いるため計12件となっており、Aにおける総件数とは異なっている。

Fは古天神古墳出土品の運搬費については、請負人に直接支払うように東京帝室博物館へ依頼した鳥根県の文書である。なお、運搬費についてはその見積書が付属している。

Gは古天神古墳出土品について、宮内省に確認したところ東京帝室博物館へ差し出すように指令をうけた

ので(宮内庁資料イが該当)、東京帝室博物館へ出土品を発送する旨を報告するとともに、受領の際には領収証の送付を依頼した鳥根県からの文書である。なお、出土品として、蝕腐シタル刀身2本、土器16個、鏡1個、金属製環6個、鈴様ノ破片及刀類の破片1包が挙げられている。

Hは宮内庁資料イの写しであり、発見された古墳に陵墓の徴候はみとめられないものの、発掘品は東京帝室博物館へすべて差し出すよう指令した宮内省から鳥根県あての起案文書である。

Iは同じ宮内省内の組織である東京帝室博物館から諸陵寮あての起案文書であり、古天神古墳からの出土品は「珍奇ノ遺物ニ付、悉皆入用ニ有之候」とし、しかるべく取り計らうよう通知する内容となっている。宮内庁資料ロはこの本書である。

Jは鳥根県知事から宮内大臣へあてた書類の写しで、古天神古墳において埋蔵物を発掘した旨の届出とその報告であり、宮内庁資料ハの写しである。

③ 小 結

上では各文書について個別にふれてきたので、ここではまず宮内庁資料と東博資料をあわせて、その対応関係や時系列の推移を整理しておきたい(第84図)。この一連のながれや個別の文書を見るかぎり、古天神古墳出土品の事務処理についてはとくに大きな問題もなく、淡々と規則にのっとって処理されたことがうかがえる。鳥根県と宮内省(諸陵寮および東京帝室博物館)における埋蔵物の事務処理がすでに定型化していたことを示すものといえよう。『埋蔵物録』に収録されている鳥根県関係の事案が1895(明治28)年以降ほとんど絶えることなく存在していることも、このことを裏づけるものといえる。

なお、公文書からうかがえる知見としては、石室の天井石の四辺にそれぞれ一つずつ縄掛突起がみられることや、この天井石は石室の主軸上で断面をとるとその形状がかまぼこ状となることがあげられる。また、石室の閉塞が約15~30cmの石でなされていたこともうかがえる。

年月	宮内庁資料	東博資料
1915 (大正4) 年11月	ハ (本書) <u>同内容</u>	J (写し)
1917 (大正6) 年1月	ロ (本書) <u>同内容</u>	I (起案)
1917 (大正6) 年2月	イ (本書) <u>同内容</u>	H (写し)
1917 (大正6) 年3月		G
1917 (大正6) 年4月		F
1918 (大正7) 年3月		E (鳥根県へ照会)
		D (鳥根県が報告)
1918 (大正7) 年4月		C (鳥根県へ照会)
1918 (大正7) 年4月		B (鳥根県が報告)
1918 (大正7) 年7月		A

第84図 古天神古墳関係公文書の対応関係

（3）島根県における明治・大正期の石室の絵図から派生する問題

① 古天神古墳石室図面の評価

1915（大正4）年に作成された古天神古墳の石室図面は第82・83図のとおりである。その表現方法は一応、正投影法によるものと思われ、正面や側面からの図（第82図）や、四壁を展開させた図（第83図）も描かれるなど、その筆致は未熟ではあるものの学術的には一定の水準を満たしたものといえる。この図面であれば、当時の標準的な出来とっていいものと判断される。

しかし、島根県ではすでに1887（明治20）年の時点でこの水準をはるかに凌駕する石室の図面の描かれていたことが渡辺貞幸の紹介によって知られている〔渡辺2000〕。それは第85図に示した上塩冶築山古墳の石室図面である。

したがって、島根県では1887（明治20）年の時点では第85図程度の図面を描くことが可能であったにもかかわらず、そのような情報が継承されることがなかったものと思われる。たとえ先駆的な業績であっても、それが継承される「場」がなければ埋没してしまうわけであり、やはり当時の地方における文化財行政ではそこまでの機能をはたすのは無理であったのであろう。そういう意味では、今日における行政や大学などが果たしている文化財に関する知識や技術の継承の「場」としての役割は非常に大きいものと実感される。

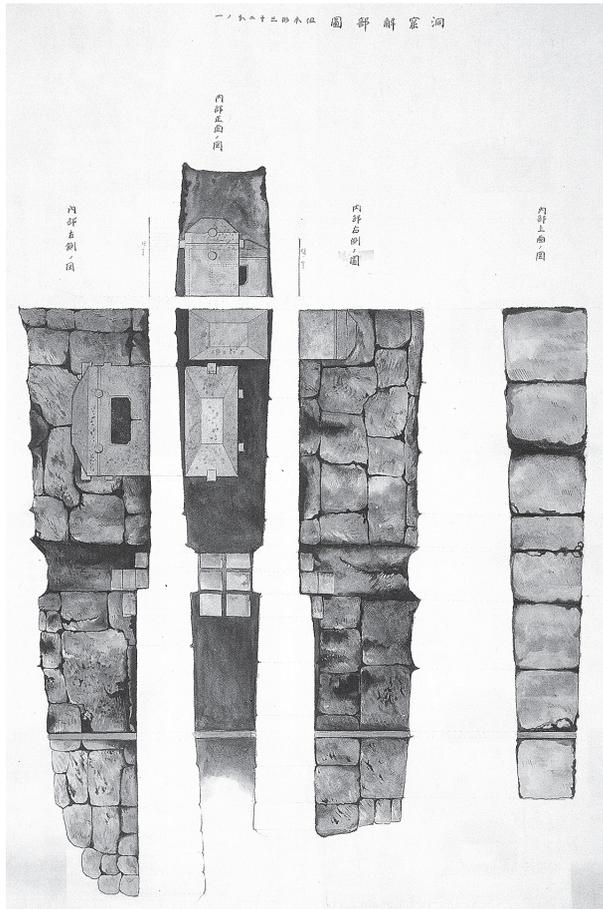
② 幕末から明治・大正期における実測図の変遷（素描）

ところで1887（明治20）年に描かれた第85図について渡辺は、日本画の絵師でもなく、好古家でもなく、洋画と建築製図に明るい、当時としては最先端をいく人物によって描かれたものという評価をあたえている〔渡辺2000：63〕。

はたしてそのような評価は妥当であろうか。

明治維新によって西洋的な技術とともに西洋的な学問も随時導入されたように、考古学も1877（明治10）年に来日したE.S.モースによってもたらされたという理解が一般的といえる。そのような視点でみれば確かに正投影法による第85図のような図面が1887（明治20）年に描かれているのは「最先端」といえるであろう。

しかし、ここで忘れてならないのは、西洋的な考古学が日本にもたらされる以前から、好古家とよばれるような人々によって学術的な機運が醸成されていたことである。たとえば徳川幕府の小普請方棟梁でありながら古器物についても優れた鑑識眼をもっていた柏木貨一郎（諱は政矩、号は探古斎）は〔大川1994など〕、1866（慶応2）年に蕨手刀の実測図を残しているようであるが（第86図¹¹）、その表現、展開方法、問題意識は現代におい



第85図 1887（明治20）年作成の上塩冶築山古墳石室実測図

でも遜色ない出来といえよう。

また、河鍋暁斎に師事した日本画の絵師である松下久吉らが画工として参加し、1878（明治11）年から製作が開始された『工藝百圖』にみられる図面（第87図⁽²⁾）もその図化方法は現代における実測図と遜色ないものといえる。同様のことは徳川時代に作成された建築指図や石塔の図面など⁽³⁾をみてもうかがうことができる。

日本考古学における資料の図化方法の変遷については桜井準也の研究があり〔桜井2003など〕、桜井によれば正投影法による図化は西洋化が巷を席卷した明治以降に定着したものとすることである〔桜井2003：79〕。上でふれた渡辺による上塩冶築山古墳の石室図面に対する評価も同様の視点にたった理解であり、明治以降になされた西洋に由来する学問の近代化にこそ現在の日本考古学の基盤をもとめるものといえる。

しかし、上で筆者がごく簡単に指摘した柏木貨一郎らの先見性⁽⁴⁾はそのような近代を礼賛するような評価とは馴染まないものといえる。明治以降における学問の近代化が現在の日本考古学の基盤となっていることを否定するものではないが、それ以前の日本においてもすでに同等の技術水準が達成されていたこともまた事実といえる。そのような日本において自生していた技術や知の体系が断絶して継承されなかった点は、明治維新のもつ負の側面としてもっと意識されてよいと思われる⁽⁵⁾。

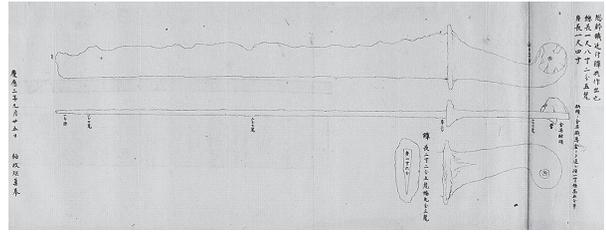
（4）おわりに

本稿では古天神古墳の公文書を紹介するとともに、それに付属する絵図をもとにして日本における考古学的な資料の図化方法の変遷に関する私見の概略を提示した。古天神古墳の報告という意味では、後半部分の内容は逸脱した感もないではない。筆者の意図としては、考古資料の来歴調査としての公文書精査の重要性だけでなく、公文書そのもの（おもに絵図ではあるが）を研究資料として活用できるということを提示したかったことにある⁽⁶⁾。考古学というよりは幕末から近代にいたる美術史学や文献史学となってしまうかもしれないが、今後はこのような視点での研究もすすめていきたい。

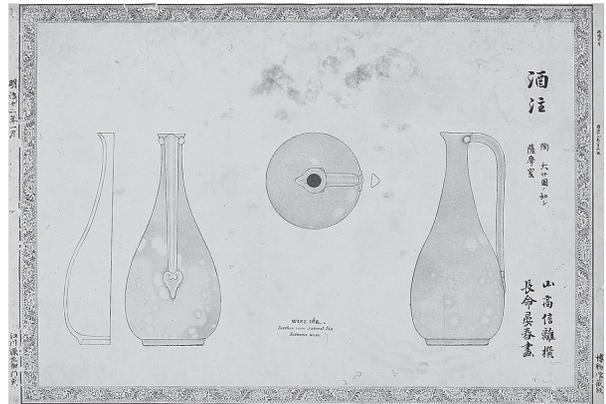
謝 辞

本稿の執筆にあたっては以下の方々、機関からご高配を賜った。末筆ながら記して謝意を表したい（敬称略、五十音順）。

有馬伸 河鍋楠美 的場匠平 河鍋暁斎記念美術館 宮内庁宮内公文書館 東京国立博物館資料館 早稲田大学図書館特別資料室



第86図 柏木貨一郎による図面の写し



第87図 『工藝百圖』にみられる図面

註

- (1) 第 86 図は早稲田大学図書館が所蔵する市島春城（謙吉）の貼込帖である『成山帖』乾（請求記号：チ 01 2363-1）におさめられているものである。「柏政矩」との記載から、本来は「柏木政矩」と記載されていたものが、筆写する過程で脱落したものと考えられ、柏木貨一郎の筆による原本ではなく写しであると思われる。
- (2) 第 87 図は松下久吉ではなく、長命晏春の筆によるものである。なお、第 87 図は早稲田大学図書館が所蔵する市島春城（謙吉）の貼込帖である『温故雜帖』第 18（請求記号：チ 01 2715-18）におさめられているものを使用した。
- (3) この点については、有馬伸氏と的場匠平氏よりご教示賜った。
- (4) 柏木貨一郎については、別稿を準備中である。なお、柏木貨一郎の可能性のある人物が河鍋暁斎の絵日記である『暁斎絵日記』明治 17 年 2 月 10・11 日（国立国会図書館蔵）にみられる。柏木貨一郎は先述した松下久吉と同時期に博物館に在籍しており、河鍋暁斎を経由してもつながる可能性があることは注目される。ちなみに、数寄屋建築の大工棟梁でありながら古器物に精通し、現代的な図面を描画した柏木貨一郎と、建築家をめざして神戸高等工業学校の建築学科に入学、卒業したのちに人並みはずれた作図能力と緻密な論理によって日本考古学を牽引した小林行雄とをだぶらせてみてしまうのは筆者だけだろうか。
- (5) この点については、文化人類学者の山口昌男が日本の近代を明治維新の勝者側ではなく、敗者である旧幕臣側からみる必要性を説いたこと〔山口 1998：3〕とも共鳴すると考えている。
- (6) このような視点は、美術史においてこれまで見過ごされていた近世・近代の資料をあつかってすぐれた業績を残している木下直之氏の研究から示唆をうけた〔木下 1993 など〕。

引用文献

- 大川三雄 1994 「工匠・柏木貨一郎の経歴とその史的評価について」『日本建築学会計画系論文集』第 459 号 日本建築学会 pp.147-156
- 桜井準也 2003 「日本考古学における図化技術の系譜とその背景—多視点図から透視図へ—」『メタ・アーケオロジー』第 4 号 メタ・アーケオロジー研究会 pp.70-82
- 木下直之 1993 『美術という見世物』平凡社
- 山口昌男 1998 『知の自由人たち』日本放送出版協会
- 山高信離 1880 『工藝百圖』陶器部 博物局
- 渡辺貞幸 2000 「東京国立博物館所蔵「出雲国塩冶村古墳石槨石棺図」について—正投影法で描かれた日本人による最古の石室図面—」『MUSEUM』第 568 号 東京国立博物館 pp.2・5・6・49-64・iv
- 渡辺貞幸 2013 「政府に報告された市内発見の古墳—『埋蔵物録』にみる松江の近代考古学—」『松江市史研究』4 号 松江市歴史叢書 6 松江市教育委員会 pp.1-16

挿図出典

- 第 77 ～ 83 図：筆者撮影（宮内庁宮内公文書館蔵、識別番号：2420-2）
- 第 84 図：筆者作成
- 第 85 図：渡辺 2000 より転載
- 第 86 図：市島春城『成山帖』乾（早稲田大学図書館蔵、請求記号：チ 01 2363-1）より転載
- 第 87 図：山高 1880 より転載〔市島春城『温故雜帖』第 18（早稲田大学図書館蔵、請求記号：チ 01 2715-18）を使用〕